

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	20 - 1	分野	1. 加入の促進 (5) 機能別団員・機能別分団	作成年月	令和元年8月
地方公共団体名	長野県		担当課	危機管理部消防課	
連絡先	Tel 026-235-7182 E-mail shobo@pref.nagano.lg.jp				
タイトル	消防団活動協力事業所応援減税制度				
取組の概要	<p>消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団活動に協力している事業所等を事業税減税などにより支援する「消防団活動協力事業所応援減税制度」を全国に先駆け平成 19 年度から導入しました。</p> <p>○ 制度概要</p> <p>(1)対象税目及び減税額 法人事業税又は個人事業税について、税額の 2 分の 1(上限 10 万円)を減税</p> <p>(2)対象者 法人又は個人事業主(平成 27 年4月条例改正により資本金要件を撤廃)</p> <p>(3)要件 次に掲げる要件のすべてを満たすものとして知事の認定を受けた事業者 ア 県内に所在するすべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」に基づく消防団協力事業所に認定されていること。 イ 県内の事業所等において消防団員が下記の人数以上であること。 資本金 3,000 万円以下の法人又は個人事業主:2人 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人:3人 資本金1億円超の法人:5人 ウ 県内に所在するすべての事業所等が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他等の処遇面での扱いが不利にならないことを記載していること。</p> <p>○ 実績 減税制度や入札参加資格等の消防団協力事業所に対する優遇措置により、県内 77 市町村すべてが消防団協力事業所表示制度を導入し、平成30年4月現在では、全国3位となる 1,171 事業所が認定されています。</p>				
その他参考情報	<p>○長野県庁ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/shobo/kurashi/shobo/shobodan/ouengenzei.html</p>				